

令和 3 年度 第 1 回

千曲市林業振興協議会資料

令和 3 年 1 2 月 2 0 日（月）

1 3 時 3 0 分～

千曲市役所 3 階 302 中会議室

（１）千曲市における森林施策について

○千曲市の森林の現状と課題

千曲市の総面積は 11,979ha に対し、森林面積は約 6,906ha。（森林率 58％）

※長野県の森林率は約 79％、国の森林率は約 67％（平成 29 年度統計）

人工林率：千曲市約 52％、長野県約 42％、国約 41％

✓長野県は「森林率」で見ると全国 3 位だが、「人工林率」で見ると 29 位

・民有林の所有形態

所有形態		面積 (ha)		蓄積 (m ³)	
		割合 (%)		割合 (%)	
公有林	県	471.83	6.8	97,633	6.5
	市	1,822.30	26.4	431,137	28.6
	財産区	359.63	5.2	92,725	6.1
	計	2,653.76	38.4	621,495	41.2
私有林	集落有林	201.71	2.9	54,869	3.6
	団体有林	78.61	1.1	16,619	1.1
	個人有林	3,299.50	47.9	689,715	45.7
	その他	672.11	9.7	126,253	8.4
	計	4,251.93	61.6	887,456	58.8
合計		6,907.80	100.0	1,508,951	100.0

・民有林の樹種別構成表

樹種	面積 (ha)	
	比率 (%)	
アカマツ	1,519.98	22.0%
カラマツ	1,717.10	24.9%
スギ	902.19	13.1%
ヒノキ	318.45	4.6%
その他針	0.13	0.0%
広葉樹	2,289.34	33.2%
その他	158.50	2.3%
合計	6,905.69	100%

・針葉樹の樹齢別構成表

齢級	面積 (ha)	割合 (%)
1	0.08	0.0
2	0.29	0.0
3	0.03	0.0
4	3.63	0.3
5	31.11	0.5
6	15.16	0.5
7	20.15	0.8
8	67.17	2.2
9	157.83	4.3
10	222.78	5.3
11	367.99	13.7
12	836.99	18.9
13	763.65	16.0
14	483.25	10.5
15 以上	1487.74	27.0
計	4,457.85	100.0

※ 1 齢級 5 年

・林業事業体等

区分	組合・事業者数	備考
森林組合	1	長野森林組合
素材生産業	2	㈱森選組、(有)北信林研
製材業	2	峯村材木店 (有)丸三市川材木店
合計	5	

・路網整備状況

区分	路線数（路線）	延長（km）	
		うち舗装（km）	
林道	41	80.0	52.9
林業専用道	0	0.0	0.0
計	41	80.0	52.9
森林作業道	27	21.9	0
合計	68	101.9	52.9

※路網密度：14.8m/ha、県：7m/ha

・保安林の状況

保安林種	面積（ha）	民有林に占める割合（％）
水源かん養保安林	983.88	14.2
土砂流出防備保安林	631.03	9.1
土砂崩壊防備保安林	6.68	0.1
風害防備保安林	0.00	－
水害防備保安林	0.00	－
干害防備保安林	144.68	2.1
落石防止保安林	6.56	0.1
保健保安林	(173.52)	(2.5)
風致保安林	0.00	－
合計	1772.83	25.7

注）保健保安林は、水源かん養、土砂流出防備、干害防備保安林との重複指定

☆千曲市の現状としては、

- ・森林率は全国的に見ても全県的に見ても平均以下ではあるが、人工林率は高い。
- ・民有林のうち、
 - カラマツとアカマツで約半分を占める。広葉樹が3割を占めている。
 - 樹齢は、56年生を超えているものが多く、伐採期を迎えている。
 - 一番多いのは個人等の私有林、次いで市有林となっており、併せて全体の7割を占める。
 - 林道等路網の整備状況としてはまずまずといったところであるが、林業事業体が少ない。
 - 保安林は、水源かん養保安林が一番多く、民有林に占める保安林の率はそれほど高いわけではない。
 - 市有林の貸付地がある。

☆千曲市の課題としては、

- ・多くの木が市場へ出荷できる状況となっているものの、木材価格について、現在はいわゆるウッドショックの影響により高値での取引となっているが、今後は不透明であり、主伐（更新伐）は、その後の再造林・保育の経費を勘案すると赤字になってしまうため困難な状況である。
- ・標準伐期齢を超えた樹木が多いが、急傾斜であったり、路網整備が整っていないなど、地理的・立地的な要因により間伐や主伐が困難な森林が散見される。
- ・里山の森林は、かつて畑として利用されており区画面積が小さく、境界も不明なものが多い。
- ・林業事業体が少ない。
- ・森林への関心の低下により、手入れの入っていない森林が多くみられる。

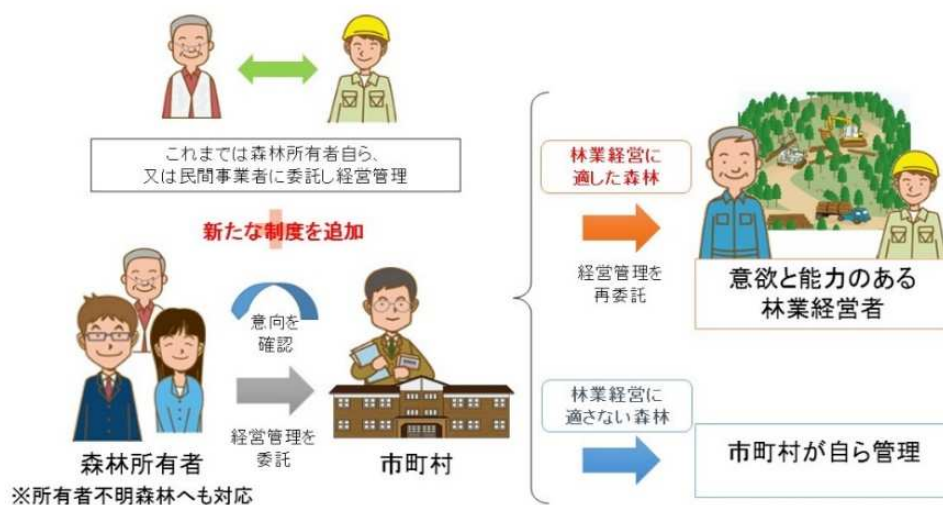
○千曲市森林整備事業について

民有林整備事業	○県の「信州の森林づくり事業」を活用した、林業事業体による間伐等の推進
	○長野県森林づくり県民税を活用した、市民の里山整備や野生鳥獣の緩衝帯整備、森林体験活動に対する補助
	○林業振興協議会：千曲市の森林整備計画や松くい防除対策事業等、森林保全及び林業振興全般にかかる事項の協議
	○森林経営管理制度の推進（別紙参照）
市有林整備事業	○市有林経営計画策定（令和２年度より新たに作成）
	○市有林（八幡・桑原・森地区等）間伐（年間概ね８ha）
	○市有林貸付
	○森林（もり）の里親制度（現在１団体　大池～聖高原遊歩道整備）
松くい虫防除対策事業	○被害木伐倒駆除：市内森・上山田・羽尾等　春季・秋季で約 560 ㎡
	○地上薬剤散布：上山田地区（荒砥城へ向かう県道聖高原千曲線沿い）
	○松くい虫防除対策補助金：個人等で行う被害木の伐倒や樹幹注入に対する補助
緑化推進事業	○千曲市協働の森づくり（植樹祭５月・育樹祭１０月）
	○どんぐり大作戦：保育園児対象
	○みどりの募金活動
	○みどりの少年団活動支援
野生鳥獣保護管理対策事業	○鳥獣出没通報対応
	○捕獲許可事務
	○ニホンカモシカの個体数調整
	○はこ毘貸し出し
林道管理事業	○林道維持管理
	○各修繕工事等
市民の森管理事業	○大池市民の森管理
森のエネルギー推進事業	○ペレットストーブ（10万円）、薪ストーブ（1万円）設置に対する補助
治山事業	○保安林等の整備に対する県への要望及び谷止工飽和土の浚渫等の応急措置
	○市単独事業による災害防止のための治山事業の実施

千曲市における森林経営 管理制度の運用について



経営管理が行われていない森林について市町村が仲介役となり
森林所有者と林業経営者をつなぐシステムを構築し担い手を探します



○森林経営管理制度とは？

平成31年度に、森林経営管理法が施行され、市町村が主体となって適切に経営管理が行われていない森林について、森林所有者に働きかけ等を行うことにより、森林の経営や管理の確保を図ることとされています。

○森林経営管理制度の対象森林とは？

森林経営管理法 第2条第1項により、「この法律において「森林」とは、森林法第2条第3項に規定する「民有林」をいうものとする」とされている。

…森林法第2条第3項では、「民有林とは、国有林以外の森林をいう」

☛ちなみに、、、民有林は「公有林」と「私有林」に分けられます。「公有林」は県・市町村・財産区有林などが該当し、「私有林」は個人・寺社・集落・団体等有林となります。

○対象森林は全て森林経営管理制度に基づいて経営管理がされる？

基本的には、以下の項目のいずれかに該当するものは除外されます。

ただし、治山の面や隣接する山林の状況などにより併せて経営管理される場合もあります。

- ア 天然林または竹林である。（災害や隣接している山林の状況により適用される場合もある）
- イ 既に適切に間伐や植栽などの管理がされている。（森林経営計画が樹立されている。または過去10年程度においての整備状況から判断する）
- ウ 意向調査などの結果、今後は所有者自身で整備（業者への委託含む）を行ってゆく森林

○経営管理って具体的には何をするの？

主には、

- ① 植栽→保育→伐採 の循環を行い、伐採した木材を出荷するとともに適切に手を入れてゆく。
- ② 傾斜や作業路の確保等の状況から経営が困難な場所は、手のかからない針広混交林へ誘導してゆく。
- ③ その他山林所有者の意向を踏まえた計画に沿って経営管理を行います。

千曲市における本制度運用の仕組み

千曲市では、令和元年度に対象森林の抽出を行い、その抽出結果を基に令和2年度には「千曲市森林経営管理制度実施方針」を策定しました。

「実施方針」には、基本的な本制度の運用の仕方や、対象森林を15区域に分けて、実際に整備を進める順番などを示しています。

①対象区域の現地調査	対象区域への現地調査を行い、森林の現況及び整備の可否等を把握します。
②意向調査の実施	現地調査により整備が必要と思われる森林所有者への意向調査を実施し、「自分で今後も整備を実施する」か、「市町村を通して林業事業による整備を実施する」か等について意向を確認します。
③林業事業体連絡会の開催	市内に3社ある林業事業体を集め、意向調査により自分では整備できない森林について、意向調査に基づいた整備方針の策定及びどの事業体が整備を担うかについて検討します。
④3者契約の締結	林業事業体連絡会の結果に基づき、森林所有者へ最終的な意向の確認を行い、森林所有者からの承諾が得られれば、「森林所有者」「林業事業体」「千曲市」による5ヵ年計画を一期とした3者協定を締結し、その協定に基づいた森林整備を実施します。 なお、本事業にかかる経費については、森林環境譲与税を原資とした「千曲市森林づくり事業補助金交付要綱」に基づき助成を行い、森林所有者の負担がないようにします。

千曲市における具体的な森林整備方策

基本的には森林所有者の意向を踏まえた計画に基づき実施しますが、市での調査により以下のように区分した。

生産林	環境林	生産環境林
傾斜や林道からの距離などから、今後も人工林の経営に適した森林のため、必要な整備について市でも支援をしながら適切な管理を推進する。	傾斜や林道からの距離などから、今後は人工林として整備するには適さない森林のため、今後は広葉樹も混交した森林を目指した必要な整備について市でも支援をしながら適切な管理を推進する。	「生産林」「環境林」どちらとも言えない森林について、森林所有者や林業事業体の考えも踏まえ、必要な整備について市でも支援をしながら適切な管理を推進する。

千曲市における今までの取り組み

○R元～2年度

実施方針策定

対象区域の抽出及び地域の点数化

- ・本制度の基本的な実施方針を策定しました。
- ・しばらく手の入っていない人工林を抽出し、その対象森林を15区域に分けるとともに、林分ごとに「生産林」と「環境林」、「生産環境林」に分け、それぞれの特徴に応じ、必要な整備を森林所有者とともに実施します。

○R3年度

現地調査及び意向調査の実施

- ・土口、雨宮、生萱地区の対象森林約36ヘクタールにおいて、整備の要否等を判断するための現地調査を踏まえて森林所有者へ意向調査を実施。
- ・今後、意向調査結果を踏まえた森林整備を実施予定。

※意向調査の結果（R3.12.1現在）

発送対象者：217名

通知到達：215名（99.1%）

回答者：178名（82.8%）

市を通して林業事業体に任せる
：127名（71.3%）

(2) 千曲市森林整備計画の変更(案)について

○森林整備計画とは

森林法では、民有林を対象とし、その森林を計画的に管理していくための計画を策定するよう定められています。

計画の策定については、まずは国で15年間の森林計画を策定し、地域森林計画等の指針を定め、国の指針を踏まえながら長野県で5流域に分けて5年毎に10年間の計画を策定します。

千曲市は「千曲川下流地域森林計画」に属します。この千曲川下流地域森林計画に示されている指針に整合させ、千曲市として計画的に森林整備が図れるように作成するのが「千曲市森林整備計画」です。

この森林整備計画は、県の森林計画と同様に5年毎に10年間の計画を策定し、必要に応じて変更を行い、現状に合った森林整備が図られるように進めています。

現在、令和2年4月1日から令和12年3月31日までの森林整備計画を樹立しておりますが、今回、以下の点について変更を行います。

今回の森林整備変更計画において、変更した箇所は赤字で記載しています。

○森林面積約0.02ヘクタールの増加

- ・林業事業体の森林整備実施に伴う森林区域への編入 0.02ha
- ・施業班の分割（樹種別に影響はあるが森林総面積に影響なし）0.35ha

○保安林の指定に伴う面積の変更

- ・上山田地区の治山事業の実施に伴う保安林区域の増

○令和3年9月「市町村森林整備計画制度等の運用について」の変更に伴う変更

①「植栽によらなければ適格な更新が困難な区域」の変更

- ・人口林において、主伐等を実施した後に、自然に任せても適切な更新が困難な森林について、必ず植栽による更新を図るべき区域を基準に基づいて再設定。

②「特に効率的な施業が可能な森林の区域」の設定。

- ・市で設定した「木材生産機能維持増進森林」のうち、地理的条件から、森林経営に適した区域を設定。

○基幹路網の整備計画の変更

- ・令和4年度から5年度にかけて、市内桑原大田原地区の林道権治郎線の市道化に向けた改良工事を実施することに伴う整備計画の変更。

○森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域の設定

- ・森林経営計画樹立に際し、新たに区域を設定し、集約化がしやすくなるなど、効率的な森林整備をしやすくするための変更。

○その他

- ・軽微な語彙の修正、立木の成長に伴う材積の変更。

《変更後》

I 基本的事項

1 森林整備の現状と課題

(2) 森林・林業の現状

【人天別森林資源表】

単位：面積 ha、蓄積m³

	資源量	人工林			天然生林				合計			
		針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	未立木 地等	計	針葉樹	広葉樹	未立木 地等	計
民有林	面積	3,536.46	33.28	3,569.74	921.39	2,256.06	158.50	3,335.95	4,457.85	2,289.34	158.50	6,905.69
	蓄積	1,055,212	1,785	1,056,997	212,148	239,806	0	451,954	1,267,360	241,591	0	1,508,951

注) 「未立木地等」は、未立木地、伐採跡地、竹林、崩壊地、岩石地及び施設敷を含みます。

民有林の人工林割合 面積 52.0％ 蓄積 70.0％

【民有林の樹種別構成表】

樹種	面積 (ha)			蓄積 (m ³)		
		比率	計画区内比率		比率	計画区内比率
アカマツ	1,519.98	22.0%	5.1%	333,178	22.1%	5.4%
カラマツ	1,717.10	24.9%	15.5%	463,046	30.7%	20.0%
スギ	902.19	13.1%	22.1%	398,892	26.4%	47.5%
ヒノキ	318.45	4.6%	0.7%	72,213	4.8%	0.7%
その他針	0.13	0.0%	2.5%	0	0%	2.0%
広葉樹	2,289.34	33.2%	51.2%	241,591	16.0%	24.4%
未立木地等	158.50	2.3%	2.9%		0%	－
計	6,905.69	100%	－	1,508,951	100%	－

注) 「比率」は、当該市町村の森林に占める樹種の割合です。 「計画区内比率」は、千曲川下流計画区内の樹種ごとに占める割合です。

《変更前》

I 基本的事項

1 森林整備の現状と課題

(2) 森林・林業の現状

【人天別森林資源表】

単位：面積 ha、蓄積m³

	資源量	人工林			天然生林				合計			
		針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	未立木 地等	計	針葉樹	広葉樹	未立木 地等	計
民有林	面積	3,536.44	33.28	3,569.72	921.39	2,256.06	158.50	3,334.95	4,457.83	2,289.34	158.5	6,905.67
	蓄積	1,044,982	1,729	1,046,711	211,551	237,227	0	448,778	1,256,533	238,956	0	1,495,489

注) 「未立木地等」は、未立木地、伐採跡地、竹林、崩壊地、岩石地及び施設敷を含みます。

民有林の人工林割合 面積 52.0％ 蓄積 70.0％

【民有林の樹種別構成表】

樹種	面積 (ha)			蓄積 (m ³)		
		比率	計画区内比率		比率	計画区内比率
アカマツ	1,519.98	22.0%	5.3%	331,542	22.2%	5.4%
カラマツ	1,717.08	24.9%	16.0%	458,963	30.7%	20.0%
スギ	902.19	13.1%	22.7%	394,863	26.4%	47.5%
ヒノキ	318.45	4.6%	0.7%	71,134	4.7%	0.6%
その他針	0.13	0%	2.5%	31	0%	2.0%
広葉樹	2,289.34	33.2%	52.7%	238,956	16.0%	24.5%
未立木地等	158.50	2.2%	－	0	0%	－
計	6,905.67	100%	－	1,495,489	100%	－

注) 「比率」は、当該市町村の森林に占める樹種の割合です。 「計画区内比率」は、千曲川下流計画区内の樹種ごとに占める割合です。

<< 変更後 >>

イ 森林の所有形態

【民有林の所有形態】

所有形態別		面 積		蓄 積	
		割合		割合	
公有林	県	471.83ha	6.8%	97,633 m ³	6.5%
	市	1,822.30ha	26.4%	431,137 m ³	28.6%
	財産区	359.63ha	5.2%	92,725 m ³	6.1%
	計	2,653.76ha	38.4%	621,495 m ³	41.2%
私有林	集落有林	201.71ha	2.9%	54,869 m ³	3.6%
	団体有林	78.61ha	1.1%	16,619 m ³	1.1%
	個人有林	3,299.50ha	47.9%	689,715 m ³	45.7%
	その他	672.11ha	9.7%	126,253 m ³	8.4%
	計	4,251.93ha	61.6%	887,456 m ³	58.8%
合 計		6,905.67ha	6,905.69ha	100.0%	1,508,951 m ³

オ 保安林の配備、治山事業の実施状況

千曲市において、**1,772.83ha** が保安林に指定されており、民有林全体の 25.7%を占めている。最も多いのが水源かん養保安林で 983.88ha、次いで土砂流出防備保安林の **631.03ha**、保健保安林の 173.52ha、干害防備保安林 144.68ha、落石防止保安林 6.56ha、土砂崩壊防備保安林 **6.68ha** の順となっている。

【保安林配備状況】（重複指定を含む）

保 安 林 種	面 積	民有林に占める割合
水源かん養保安林	983.88ha	14.2%
土砂流出防備保安林	631.03ha	9.1%
土砂崩壊防備保安林	6.68ha	0.1%
風害防備保安林	0ha	—%
水害防備保安林	0ha	—%
干害防備保安林	144.68ha	2.1%
落石防止保安林	6.56ha	0.1%
保健保安林	(173.52ha)	(2.5%)
風致保安林	0ha	—%
合 計	1,772.83ha	25.7%

注) 保健保安林は、水源かん養・土砂流出・干害保防備保安林と重複指定。

<< 変更前 >>

イ 森林の所有形態

【民有林の所有形態】

【民有林の所有形態】

所有形態別		面 積		蓄 積	
			割合		割合
公有林	県	471.83ha	6.8%	96,714 m ³	6.5%
	市	1,822.30ha	26.4%	427,030 m ³	28.6%
	財産区	359.63ha	5.2%	91,960 m ³	6.1%
	計	2,653.76ha	38.4%	615,704 m ³	41.2%
私有林	集落有林	201.71ha	2.9%	54,463 m ³	3.6%
	団体有林	78.61ha	1.1%	16,399 m ³	1.1%
	個人有林	3,299.48ha	47.9%	683,837 m ³	45.7%
	その他	672.11ha	9.7%	125,086 m ³	8.4%
	計	4,251.91ha	61.6%	879,785 m ³	58.8%
合 計		6,907.80ha	6,905.67ha	100.0%	1,495,489 m ³

オ 保安林の配備、治山事業の実施状況

千曲市において、1,771.76ha が保安林に指定されており、民有林全体の 25.7%を占めている。最も多いのが水源かん養保安林で 983.88ha、次いで土砂流出防備保安林の 630.13ha、保健保安林の 173.52ha、干害防備保安林 144.68ha、落石防止保安林 6.56ha、土砂崩壊防備保安林 6.50ha の順となっている。

【保安林配備状況】（重複指定を含む）

保 安 林 種	面 積	民有林に占める割合
水源かん養保安林	983.88ha	14.2%
土砂流出防備保安林	630.13ha	9.1%
土砂崩壊防備保安林	6.50ha	0.1%
風害防備保安林	0ha	—%
水害防備保安林	0ha	—%
干害防備保安林	144.68ha	2.1%
落石防止保安林	6.56ha	0.1%
保健保安林	(173.52ha)	(2.5%)
風致保安林	0ha	—%
合 計	1,771.76ha	25.7%

注) 保健保安林は、水源かん養・土砂流出・干害保防備保安林と重複指定。

<<変更後>>

II 森林の整備

第2 造林

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）の3の3－2の4により、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とする。

また、近年のニホンジカ等による食害により、更新することが困難な箇所もあることから、鳥獣害防止対策を検討することとする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森 林 の 区 域	備 考
9い～は、10い～ほ、11い～に、12い～は、13い～は、18い～は、19い～ろ、20い～ほ、21い～は、22ろ～に、23は、24ろ～は、25い、26は、27ろ～は、28ろ～は、29い～へ、30ほ、31は、32に～ほ、33い～ろ、48い～ほ、48と、54い～ろ、56い、57ろ、58ろ、59い～ほ、60ろ～は、62ろ、63ろ～は、64い、64は、65い～ほ、79ろ～は、80い、81い～は、84ろ、87い～ろ、88い、88に、89い～に、90い～は、91ろ、92い～は、95ろ～に、96い、97い～ろ、98い～は、99い～ろ、100い、2013い～に、2014い～ほ、2015い～ろ、2015に、2016は～ほ	

<<変更前>>

II 森林の整備

第2 造林

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森 林 の 区 域	備 考
47ほ、55は、56は～に、57い、58い～に、91ろ、93い～ろ、1002へ、1009い～へ、1010へ、1011い～は、2013ろ、2014ろ、2015ろ～ほ	

<<変更後>>

II 森林の整備

- 第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林
- 2 木材生産機能維持増進森林の区域及び当該区域内における施業の方法

【別表3】

区 分	公益的機能との重複	施業の方法	森林の区域	面積（ha）
木材生産機能維持増進森林	水源 涵（かん）養 山地災害防止 /土壌保全	伐期の延長	6 ほ、6 へ、6 り、10 い～ほ…略	1,878.25
		択伐による 複層林施業		
		複層林施業 （択伐以外）	5 い、47 い、47 ほ、55 は、2004 い、2004 に	77.20
		長伐期施業	5 ろ～と、6 い～に、6 と、6 ち…略	641.95
	快適環境形成	択伐による 複層林施業		
		複層林施業 （択伐以外）		
		長伐期施業		
	保健文化	択伐による 複層林施業		
		複層林施業 （択伐以外）		
		長伐期施業	83 い、83 ろ、84 い、84 ろ、85 い～は…略	73.48
	その他公益的 機能	択伐による 複層林施業		
		複層林施業 （択伐以外）		
		長伐期施業		
		（伐期の延長等その他 施業基準）		
	上記のうち、 特に効率的な 施業が可能な 森林の区域	18 い～は、20 ろ～は、21 ろ～に、23 い～は、24 い、24 は、28 い～は、32 い～ろ、32 に～ほ、49 い、49 は～に、50 ろ～に、51 ろ～へ、52 い～ほ、53 い、53 は～に、54 い～ろ、59 い、59 は、60 ろ、69 は、70 ろ～は、76 ろ、83 い、85 ろ～は、87 い～ろ、88 に、89 い、89 は～に、1004 い、1006 ち、1011 へ、1012 い、1012 へ、2011 ろ～に、2011 へ～と、2013 い、2015 に、2015 へ、2017 い		760.34

<<変更前>>

II 森林の整備

- 第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林
- 2 木材生産機能維持増進森林の区域及び当該区域内における施業の方法

【別表3】

区 分	公益的機能との重複	施業の方法	森林の区域	面積（ha）
木材生産機能維持増進森林	水源涵（かん）養 山地災害防止 /土壌保全	伐期の延長	6 ほ、6 へ、6 り、10 い～ほ…略	1,878.25
		択伐による 複層林施業		
		複層林施業 （択伐以外）	5 い、47 い、47 ほ、55 は、2004 い、2004 に	77.20
		長伐期施業	5 ろ～と、6 い～に、6 と、6 ち…略	641.95
	快適環境形成	択伐による 複層林施業		
		複層林施業 （択伐以外）		
		長伐期施業		
	保健文化	択伐による 複層林施業		
		複層林施業 （択伐以外）		
		長伐期施業	83 い、83 ろ、84 い、84 ろ、85 い～は…④略	73.48
	その他公益的 機能	択伐による 複層林施業		
		複層林施業 （択伐以外）		
		長伐期施業		
		（伐期の延長等その他 施業基準）		

<<変更後>>

第7 作業路網その他の森林整備に必要な施設

3 作業路網の整備

(1) 基幹路網

イ 基幹路網の整備計画

単位 延長：m 面積：ha									
開設/ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長及 び路線 数	利用区域 面積	うち前 半 5年分	路線 番号	備考
開設（新設）	自動車道	林道	桑原	佐野薬師	300m	31ha	○	05378	
～ 略 ～									
開設（新設） 合計				6 路線	4, 862m	4, 555ha			
開設（改築）	自動車道	林道	八幡	大池	200m	60 h a	○	04001	麻積村
開設（改築） 合計				1 路線	200m	60ha			
拡張(改良)	自動車道	林道	森	更埴坂城	200m	670ha		02231	局部改良
拡張(改良)	自動車道	林道	倉科	芝平樽滝	440m	640ha		02167	局部改良法面保全
拡張(改良)	自動車道	林道	桑原	不動滝	340m	524ha		02002	局部改良法面保全
拡張(改良)	自動車道	林道	桑原	古家	200m	95ha		40127	法面保全
拡張(改良)	自動車道	林道	桑原	更埴大岡	180m	52ha		40124	局部改良法面保全
拡張(改良)	自動車道	林道	桑原	権治郎	400m	35ha	○	05253	局部改良法面保全
拡張(改良)	自動車道	林道	森	大洞	60m	74ha		04613	法面保全
拡張(改良)	自動車道	林道	森・戸倉	宮坂支	190m	62ha		05214	法面保全
拡張(改良)	自動車道	林道	桑原	佐野山	500m	101ha		40125	法面保全
拡張(改良)	自動車道	林道	八幡	猿ヶ馬場	80m	158ha	○	04786	局部改良
拡張(改良)	自動車道	林道	八幡	山の神	60m	60ha	○	04004	局部改良
拡張(改良)	自動車道	林道	羽尾	冠着山	210m	236ha		03008	法面保全
拡張(改良)	自動車道	林道	戸倉	北山	270m	57ha		04008	法面保全
拡張(改良)	自動車道	林道	羽尾	久露滝	90m	58ha		40131	法面保全
拡張（改良） 合計				14 路線	3, 220m	2, 822ha			

<<変更前>>

第7 作業路網その他の森林整備に必要な施設

3 作業路網の整備

(1) 基幹路網

イ 基幹路網の整備計画

単位 延長：m 面積：ha									
開設/ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長及 び路線 数	利用区域 面積	うち前 半 5年分	路線 番号	備考
開設（新設）	自動車道	林道	桑原	佐野薬師	300m	31ha	○	05378	
～ 略 ～									
開設（新設） 合計				6 路線	4, 862m	4, 555ha			
開設（改築）	自動車道	林道	八幡	大池	200m	60 h a	○	04001	麻積村
開設（改築） 合計				1 路線	200m	60ha			
拡張(改良)	自動車道	林道	森	更埴坂城	200m	670ha		02231	局部改良
拡張(改良)	自動車道	林道	倉科	芝平樽滝	440m	640ha		02167	局部改良法面保全
拡張(改良)	自動車道	林道	桑原	不動滝	340m	524ha		02002	局部改良法面保全
拡張(改良)	自動車道	林道	桑原	古家	200m	95ha		40127	法面保全
拡張(改良)	自動車道	林道	桑原	更埴大岡	180m	52ha		40124	局部改良法面保全
拡張(改良)	自動車道	林道	森	大洞	60m	74ha		04613	法面保全
拡張(改良)	自動車道	林道	森・戸倉	宮坂支	190m	62ha		05214	法面保全
拡張(改良)	自動車道	林道	桑原	佐野山	500m	101ha		40125	法面保全
拡張(改良)	自動車道	林道	八幡	猿ヶ馬場	80m	158ha	○	04786	局部改良
拡張(改良)	自動車道	林道	八幡	山の神	60m	60ha	○	04004	局部改良
拡張(改良)	自動車道	林道	羽尾	冠着山	210m	236ha		03008	法面保全
拡張(改良)	自動車道	林道	戸倉	北山	270m	57ha		04008	法面保全
拡張(改良)	自動車道	林道	羽尾	久露滝	90m	58ha		40131	法面保全
拡張（改良） 合計				13 路線	2, 820m	2, 787ha			

《変更後》

V その他森林の整備に必要な事項

1 森林経営計画の作成

(1) 森林経営計画の作成に当たっては、次に掲げる事項を適切に計画する。

ア 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ 公益的機能別施業森林等の整備

ウ 特に効率的な施業が可能な森林の区域における人工林主伐後の植栽

エ 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及び共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

オ 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努める。

(2) 森林法施行規則第 33 条第 1 号ロの規定に基づく区域

区 域	林 班
雨宮、土口、生萱区域	1 ～ 3 林班
森、屋代、寂蒔ほか区域	39～43 林班
上山田、若宮区域	1014～1016、2007～2009 林班
羽尾区域	2010～2015、2017～2019 林班
倉科区域	4 ～ 8 林班
磯部、戸倉区域	2004～2006 林班
桑原区域	51～58、64、65 林班
稻荷山、桑原区域	44～50 林班
八幡、桑原区域	69～78. 82～86、88、90 林班
戸倉、磯部区域	2001～2003 林班
上山田、新山区域	1007～1013 林班
森②区域	32、34～36 林班
新山、力石区域	1001～1006 林班
倉科、森区域	14～16 林班
森①区域	17、37、38 林班

《変更前》

V その他森林の整備に必要な事項

1 森林経営計画の作成

(1) 森林経営計画の作成に当たっては、次に掲げる事項を適切に計画する。

ア 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

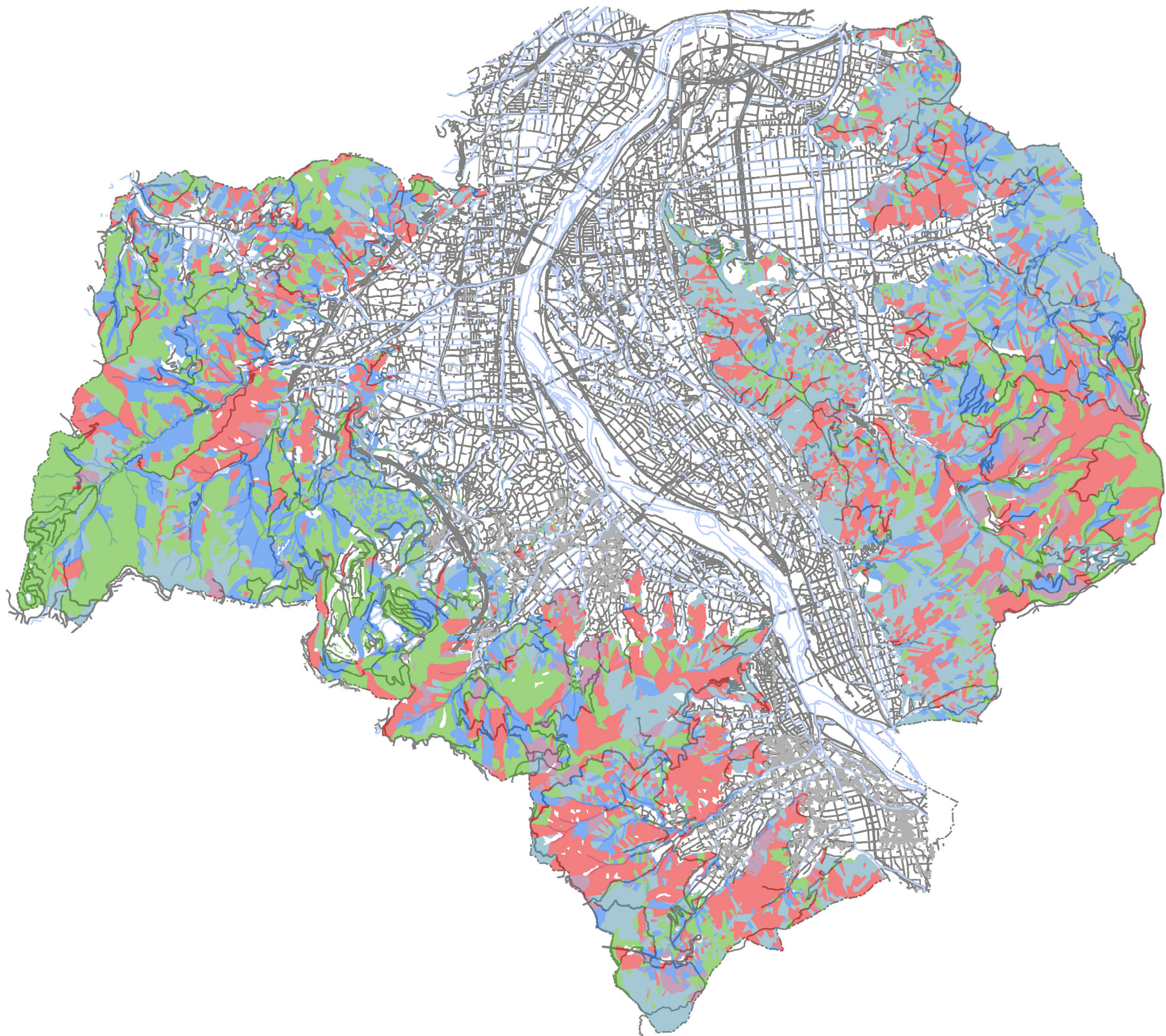
イ 公益的機能別施業森林等の整備

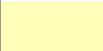
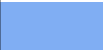
ウ 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及び共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ 森林病虫害の予防及び駆除、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第 33 条第 1 号ロの規定に基づく区域
該当なし

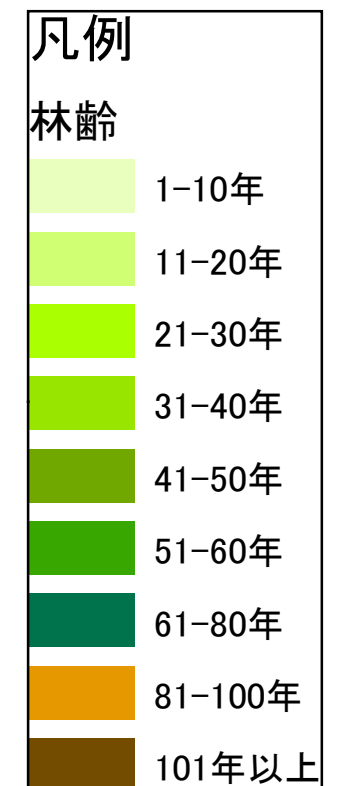
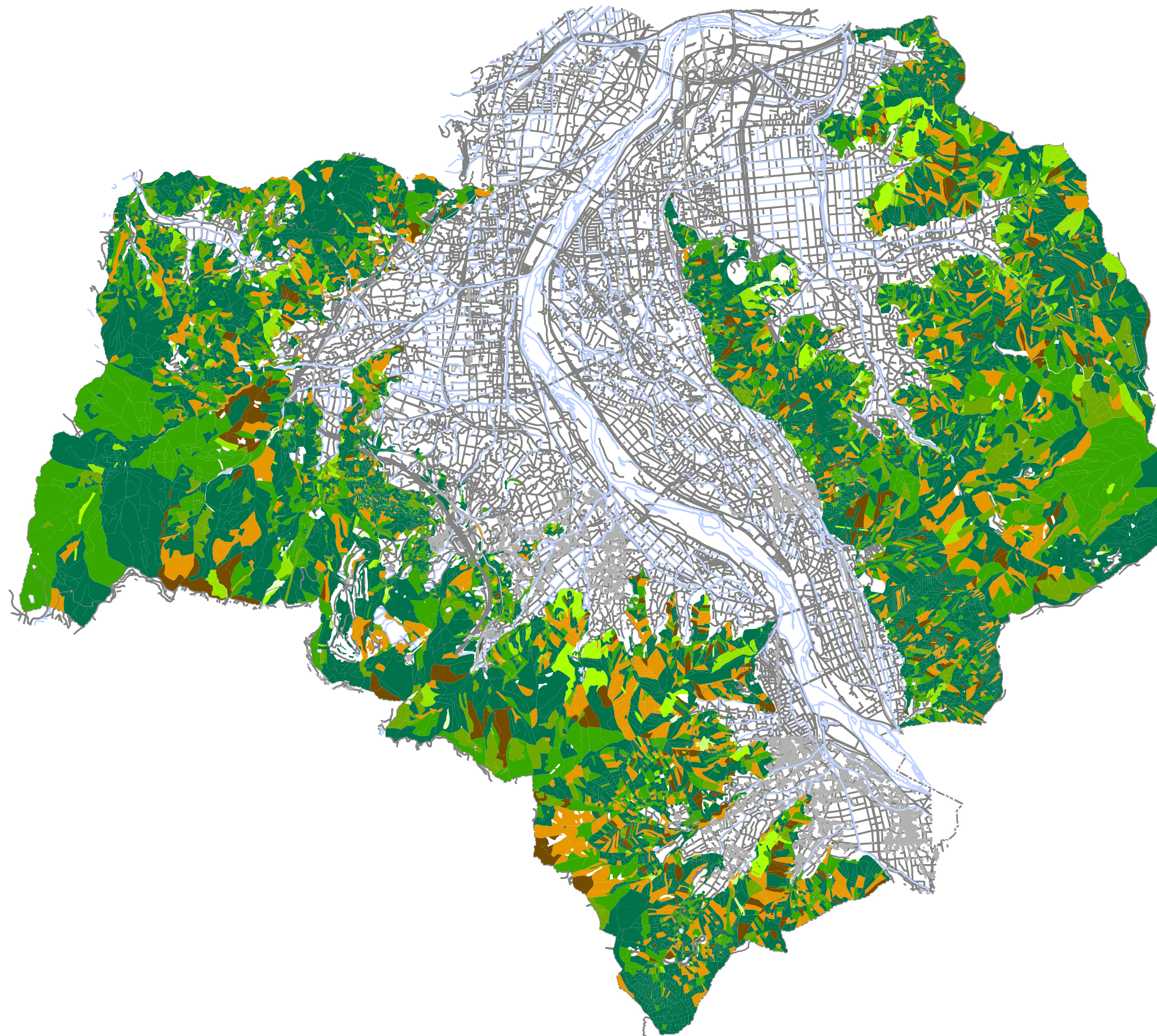
千曲市森林整備計画概要図(樹種別分布図)



凡例	
樹種	
	広葉樹
	アカマツ
	カラマツ
	その他針葉樹
	スギ
	ヒノキ

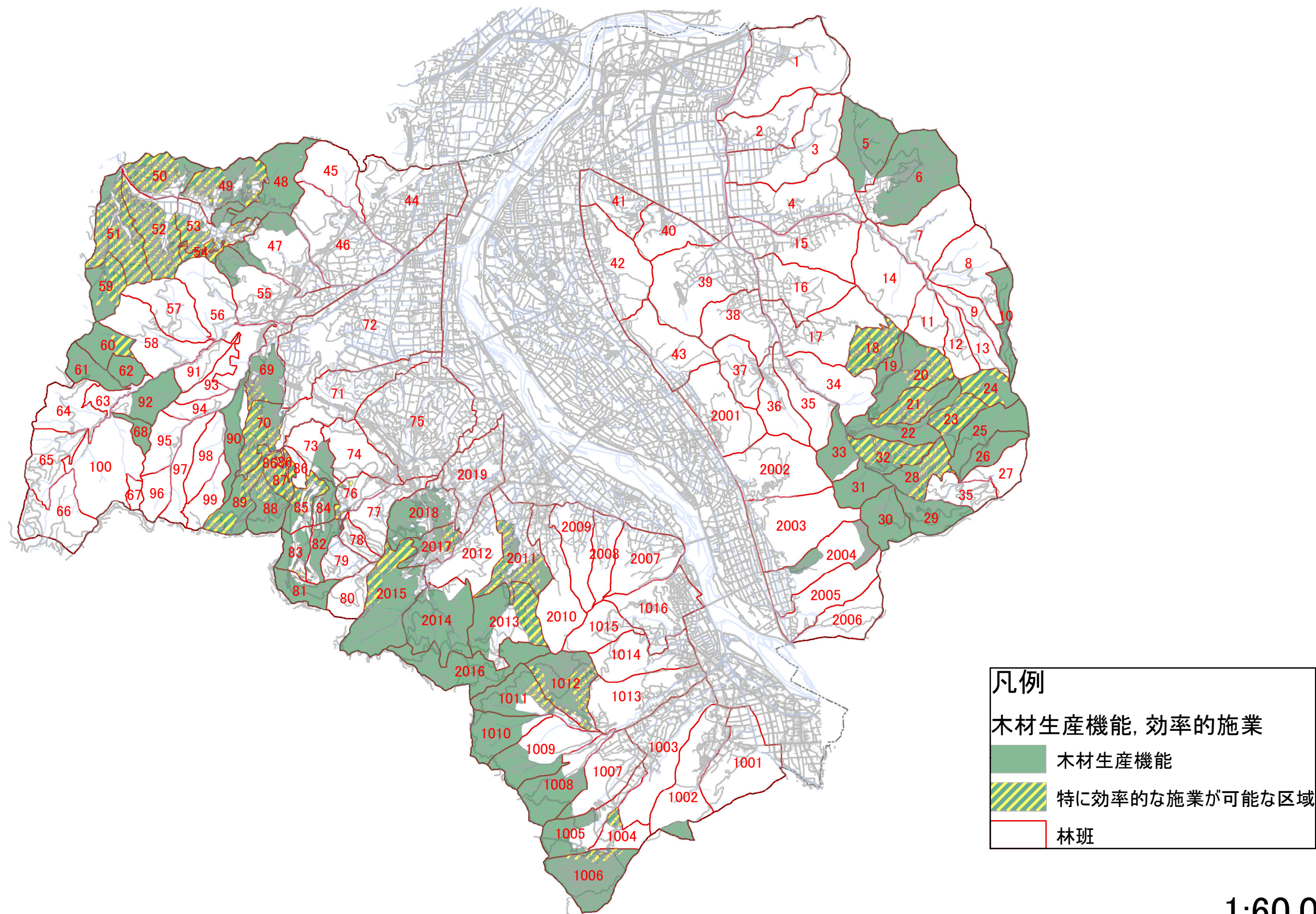
1:60,000

千曲市森林整備計画概要図(林齢別林分構成図)



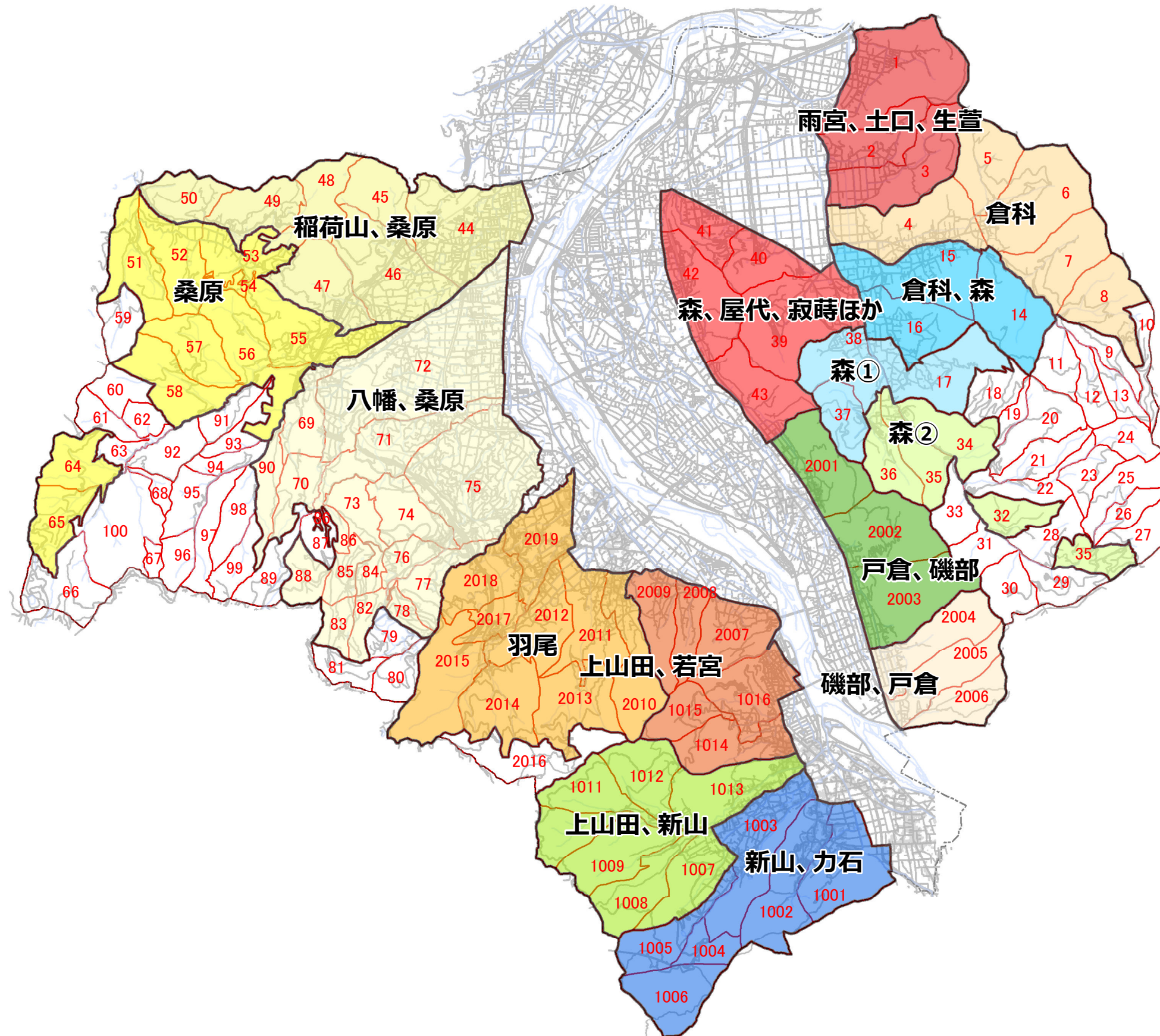
1:60,000

千曲市森林整備計画概要図(木材生産機能維持増進森林の区域)



1:60,000

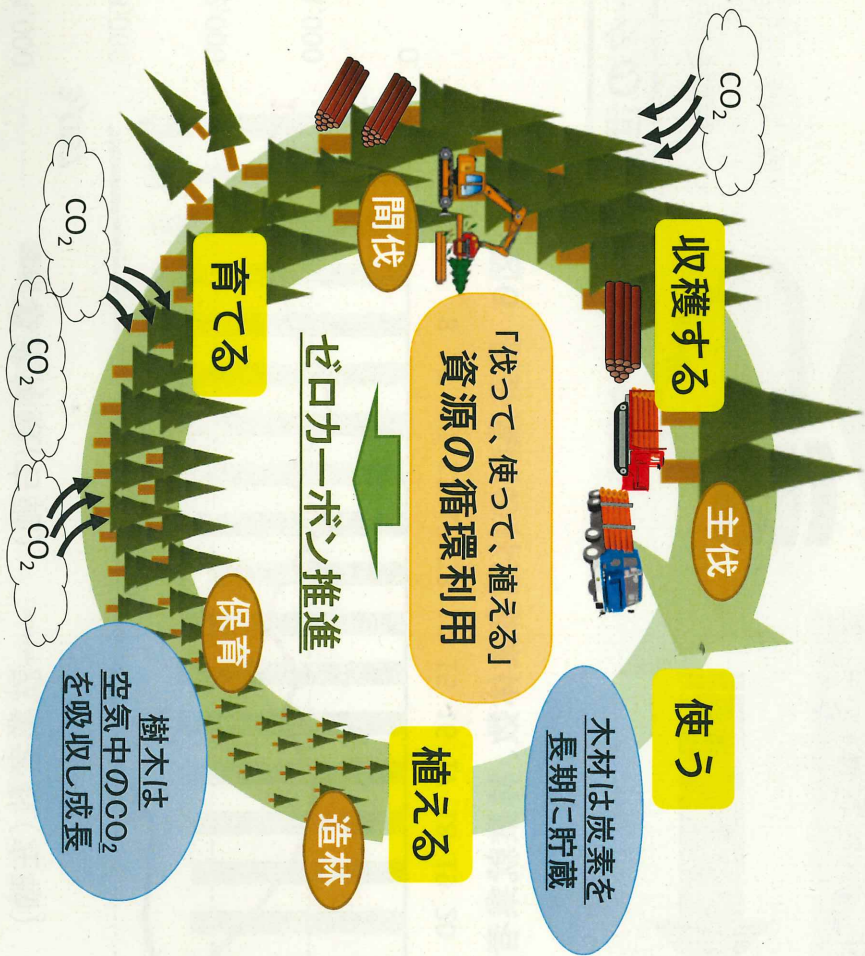
千曲市森林整備計画概要図 (森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域)



1:60,000

「育てる」時代から「伐って、使って、植える」時代へ

- 戦後植林された地域の森林資源が本格的な利用期を迎え、森林を育てる間伐の時代から「伐って、使って、植える」時代に入りました。
- 地域の森林資源（地域材）を活用することが林業・木材産業の活性化につながり、地域経済を豊かにします。
- 森林・木材は再生可能な資源であり、計画的な管理をすれば枯渇することがなく、地球温暖化防止などの様々な役割を果たします。



木造公共施設整備事業（長野市豊野学園）



木づかい空間整備事業（長野合同庁舎）



「子どもの居場所」木質空間整備事業（長野市内の民間保育園）



千曲市林業振興協議会 情報提供資料

令和3年（2021年）12月20日（月）

長野県長野地域振興局 林務課

千曲市担当林業普及指導員 千村 広道

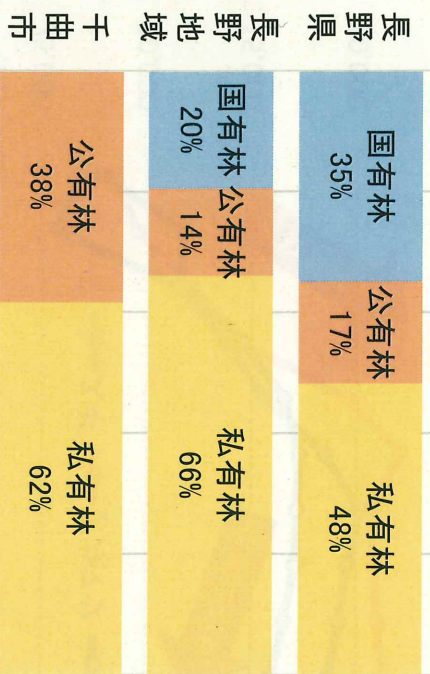


図1 所有区分別の森林面積割合

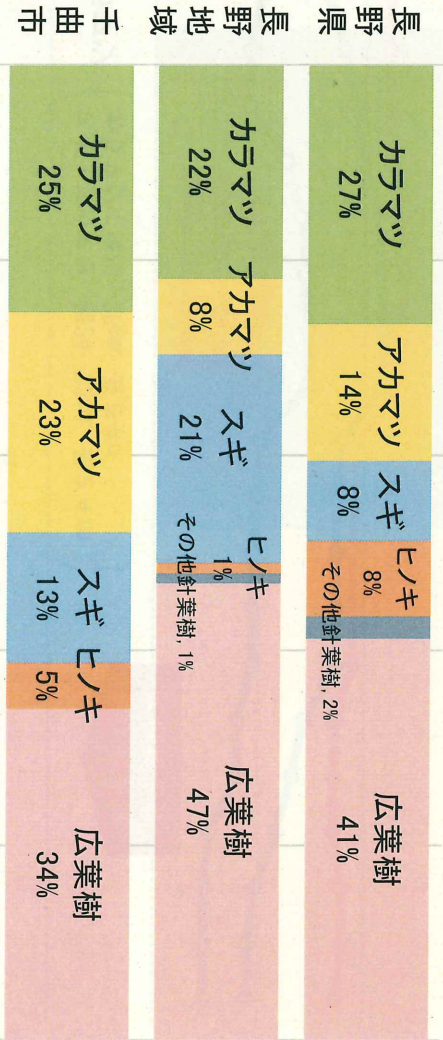


図2 樹種別の森林面積割合（私有林のみ）

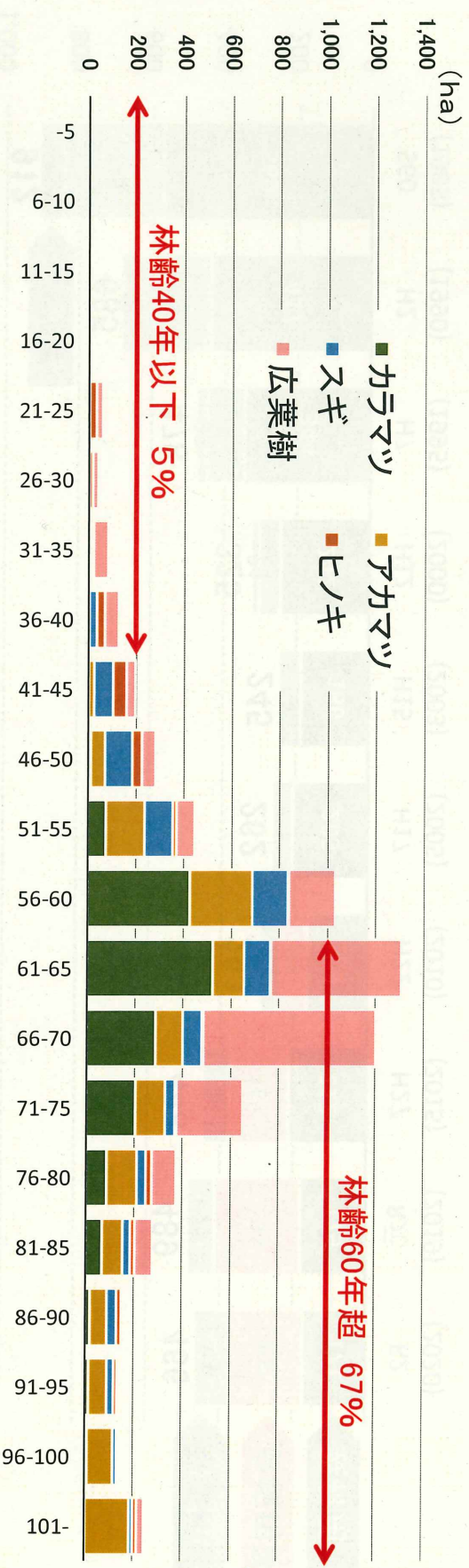


図3 千曲市における樹種別・林齢別の森林面積

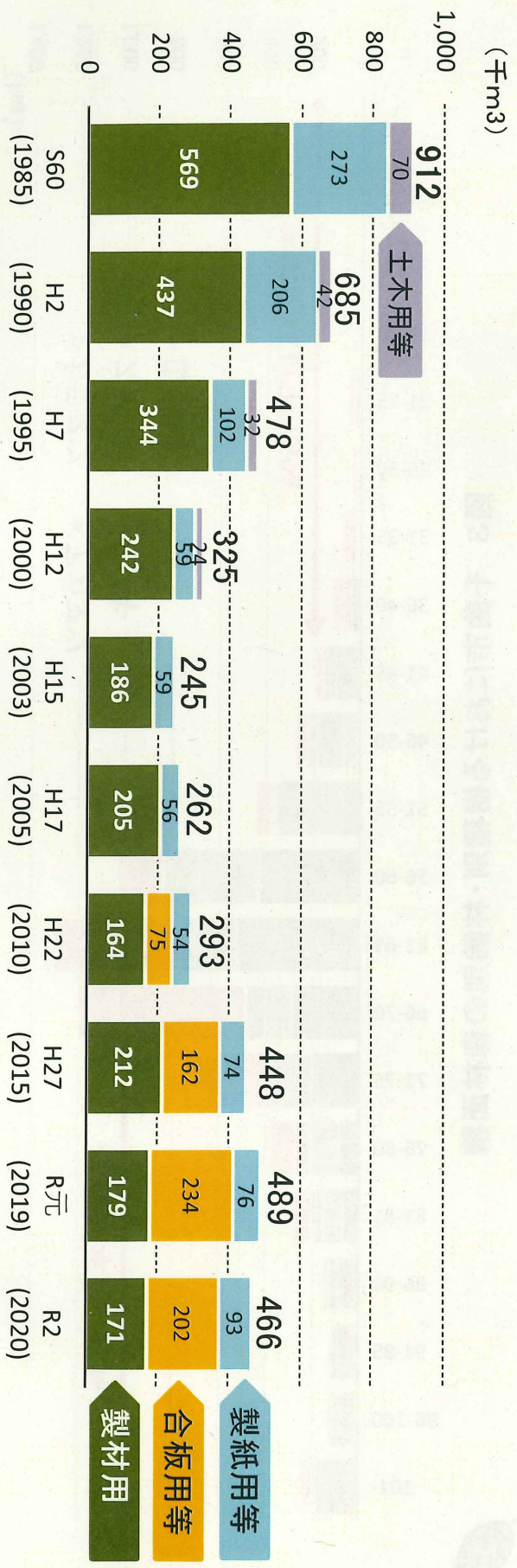


図4 長野県内の素材生産量の推移 (木質バイオマス分を除く)

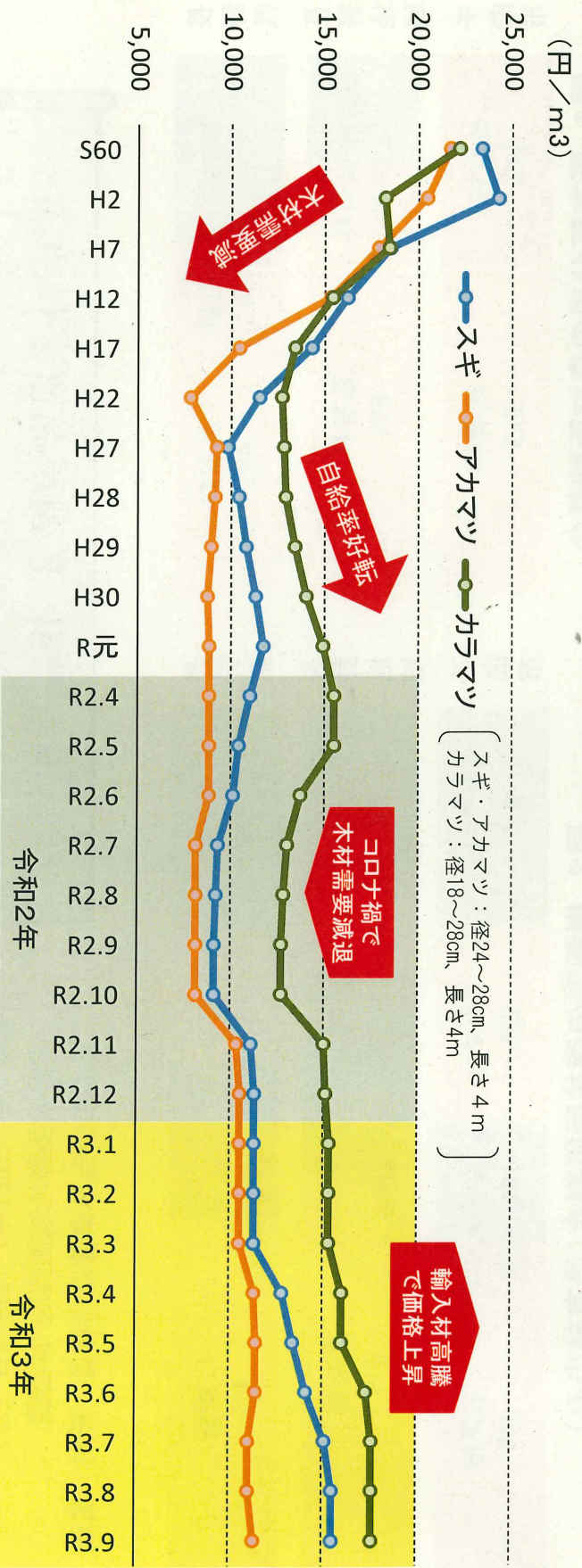


図5 長野県内の木材(素材)価格の推移

